

・ 定性的情報・財務諸表等

1. 連結経営成績に関する定性的情報

当第3四半期連結累計期間におけるわが国経済は、国内外における経済対策の効果により、製造業を中心とした景気の持ち直しや輸出の回復傾向が出てきたものの、依然として企業収益の低迷や設備の過剰感から景気回復力の弱い状況が持続しました。

このような状況のもと、当社グループの射出成形機関連事業におきましては、国内向では自動車業界、電子精密部品業界等の設備投資にやや回復感がみられるものの、受注及び売上高は低調に推移いたしました。海外向けにおきましては、アジア地区、特に台湾での受注、売上高が比較的堅調に推移いたしました。特機関連事業につきましては、液晶製造関連業界の検査装置、製造装置向け等の精密ステージの需要はやや上向きになってきているものの、中国、韓国等の競合先との販売競争の激化にともない、受注が減少し、売上高は低調に推移いたしました。食品機械関連事業につきましては、大手食品メーカーからの受注が順調に推移いたしました。競合他社との販売競争、原価低減効果の遅れから利益が減少しました。

その結果、当社グループの当第3四半期連結累計期間における連結業績は、売上高は、6,256百万円、営業損失は、289百万円、経常損失は、399百万円、四半期純損失は332百万円となりました。

2. 連結財政状態に関する定性的情報

当第3四半期連結会計期間末の総資産は、前連結会計年度末に比べ1,261百万円増加し、12,661百万円となりました。

その主な内容は受取手形及び売掛金の増加686百万円、たな卸資産の増加103百万円、固定資産の増加885百万円によるものです。

また、負債合計は、前連結会計年度末に比べ327百万円増加し、8,452百万円となりました。

その主な内容は支払手形及び買掛金の増加914百万円によるものです。

純資産合計は、前連結会計年度末に比べ、934百万円増加し、4,208百万円となりました。

その主な内容は、資本金の増加650百万円、資本剰余金の増加650百万円によるものです。

3. 連結業績予想に関する定性的情報

平成22年3月期の業績予想につきましては、平成21年11月9日に公表致しました業績予想を修正しております。詳しくは本日、別途公表いたしました「業績予想の修正に関するお知らせ」をご参照ください。

なお、上記の予想は、本資料の発表日現在において入手可能な情報に基づき作成したものであり、実際は今後の様々な要因によって予想数値と異なる場合があります。

#### 4. その他

(1) 期中における重要な子会社の異動(連結範囲の変更を伴う特定子会社の異動)

該当事項はありません。

(2) 簡便な会計処理及び四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理の適用

①一般債権の貸倒見積高の算定方法

当第3四半期連結会計期間末の貸倒実績率等が前連結会計年度末に算定したものと著しい変化がないと認められるため、前連結会計年度末の貸倒実績率等を使用して貸倒見積高を算定しております。

②たな卸資産の評価方法

当第3四半期連結会計期間末の棚卸高の算出に関しては、実地棚卸を省略し、第2四半期連結会計期間末の実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算定する方法によっております。

③固定資産の減価償却費の算定方法

定率法を採用している資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。

④法人税並びに繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法

法人税等の納付税額の算定に関しては、加味する加減算項目や税額控除項目を重要なものに限定する方法によっております。

繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められるので、前連結会計年度において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっております。

(3) 四半期連結財務諸表作成に係る会計処理の原則・手続、表示方法等の変更

(工事契約に関する会計基準の適用)

特機関連事業の機械装置に係る収益の計上基準については、従来、工事完成基準(検収基準)を適用しておりましたが、「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準第15号 平成19年12月27日)及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日)を適用し、当第3四半期連結累計期間の期首に存在する契約を含むすべての契約において、成果の現実性が認められる契約については工事進行基準(進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の契約については工事完成基準(検収基準)を適用しております。

当第3四半期連結累計期間において、工事進行基準を適用すべき契約はなく、全て工事完成基準(検収基準)を適用しているため、当該変更による損益に与える影響はありません。

#### 追加情報

(リース取引に関する会計基準の適用)

所有権移転外ファイナンス・リース取引について、前第3四半期連結累計期間には、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用し、前連結会計年度から通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額をリース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額、それ以外のものは、ゼロとする定額法を採用しております。

この変更により売上総利益は6,479千円増加し、営業損失は11,792千円減少し、経常損失及び税金等調整前四半期純損失はそれぞれ4,076千円増加しております。

なお、セグメント情報に与える影響は当該箇所に記載しております。















